

令和 3 年 1 2 月

令和 4 年度研修実施計画（案）についての説明

裁判所職員総合研修所

第 1 検討の視点

1 研修実施計画策定に当たっての基本的な考え方

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）では、社会経済情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢、特に、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況にあることを踏まえ、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修を計画・実施している。その基本的な視点は、次のとおりである。

- (1) 裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する。
- (2) 各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る。
- (3) 裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る。
- (4) 社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応する。

2 令和 3 年度の研修実施状況

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に鑑み、①書記官養成課程については、オンライン研修を集合研修に一部併用する方法で実施し、②中央研修については、採用や昇任に伴う職務導入的研修及び施策遂行上特に必要性が高い研修は実施し、それ以外の研修は基本的に中止してきた。また、③高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自府研修については、採用や昇任に伴う職務導入的研修はできるだけ実施することとしつつも、個別の研修の

実施方法や中止等については、総研が示した範囲の中で、実施機関において管内の実情に応じ柔軟に対応している。

3 令和4年度研修実施計画（案）の策定に当たっての考慮要素

(1) 中央研修、高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自序研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のような状況が生じている。

ア 研修の実施方法の多様化（実施機関が、研修の全部又は一部に参考以外の実施方法（①テレビ会議システムによる同時配信、②WEB会議アプリ（Zoom等）を利用したオンライン配信、③DVD視聴、④資料送付等）を活用することが増加）

イ 対象者の要件に該当する者は原則として全員が参加することとされている階層型研修について、相当数の未研者が発生

(2) 総研では、次代を見据えた研修環境の整備を企図し、現在、以下の2案件について予算要求を行っており、令和4年度の研修については、これが実現するとした場合を想定した検討を行う必要がある。

ア 裁判所書記官養成課程研修用IT機器等整備経費

※ 裁判所書記官養成課程において、通信環境を備えたIT機器等を一人に1台整備し、養成課程生が、今後IT化が進む裁判実務と同等の環境下で、IT技術を実際に活用しながら、実践的な学修を行うことを目的とするもの

イ 中央研修等のオンライン化経費

※ 総研及び高裁が実施する研修のオンライン研修用として、通信環境を備えたIT機器等を整備し、必要な研修を幅広く実施し、その成果を職場のOJTや自己研さんにつなげて人材育成の強化を図ることを目的とするもの（令和4年度の整備台数は、高裁各2台及び地家裁各1台を想定）

4 以上を踏まえた令和4年度研修実施計画の検討方針

- (1) 新型コロナウイルス感染症をめぐっては、今後の見通しについて未だ楽観視できる状況ではないことから、令和4年度の研修の実施に当たっては、これまでに引き続き、3密回避を初めとした感染防止策を徹底する（ただし、日本国内のワクチン接種状況等に鑑み、令和4年度研修実施計画においては、総研在所人数（養成課程、中央研修及び研究等のため総研に集合する職員の合計）の調整は行わない。）。
- (2) 裁判所書記官養成課程研修用ＩＴ機器等整備経費及び中央研修等のオンライン化経費の予算化の成否については未定であることから、これが認められた場合と認められなかった場合の2パターンを想定する（ただし、中央研修の実施時期は、両パターンともできるだけ同じ時期に設定する。）。
- オンライン化経費の予算化が認められた場合であっても、中央研修については、今年度の導入規模はスマールスタートとし、基本的には無理のない範囲でオンラインを活用していくが、新型コロナウイルス感染症の状況等をも踏まえ、更にオンラインの活用が考えられないかについて、検討を進める。
- (3) 高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自府研修については、昨年度に引き続き、令和4年度も、実施の必要性や期間の短縮、実施方法等に関する総研の基本的な考え方を示し、下級裁が、府の実情に応じた柔軟な対応ができるよう支援する予定である。

第2 令和4年度研修実施計画

1 概要

令和4年度研修実施計画は、上記の視点を踏まえ、事務総局及び各高裁とも連携を密にしながら、職員の現状や課題、職場のニーズを的確に把握、分析した上で、時宜にかなった適切な研修の企画実施に努めていきたいと考えている。その概要是、別添「令和4年度研修実施計画（案）」のとおりであり、令和3年度研修実施計画からの主な変更点は、以下に記載したとおりである。

2 令和 3 年度研修実施計画からの主な変更点

(1) 中央研修

ア 裁判事務支援システム導入研修の終了

※ システム導入に伴う操作研修であり、令和 3 年度までに導入予定
府への研修又は研修中止に伴う代替措置を終了したため

イ その余の研修の実施回数、実施時期、期間及び人員の変更
資料 5 記載のとおり

ウ 中央研修等のオンライン化経費が認められた場合の活用イメージ
現時点では以下を想定

(ア) 研究会の全てをオンラインで実施

民事実務研究会（第 2 回）

(イ) 講義形式の科目はオンラインで実施し、共同研究は参考で実施
・ 中間管理者研修 I（第 1 回～第 4 回）
・ 次席家裁調査官等研究会（第 2 回）

(ウ) 研修終了後のフォローアップをオンラインで実施

・ 次席家裁調査官等研究会（第 2 回）
・ 実務指導研究会（個別の要望に応じて実施）
・ 研修指導研究会（第 1 回（=講師担当者向け））
・ 係長等（人事担当）研修

(2) 高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自序研修

ア 事務官専門研修に裁判部（部及び訟廷）コースを新設

イ 新採用職員研修のカリキュラムを変更し、期間を 5 日から 4 日に短縮

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実施方針

次の(ア)から(ウ)を参考に検討して実施する。

(ア) 実施の必要性について

・ 基本的に必ず実施するもの

例：新任中間管理者研修、書記官ブラッシュアップ研修、新任係長研修、新採用職員研修、フォローアップセミナー、フレッシュセミナー

- 基本的に実施するもの

例：次席家庭裁判所調査官等実務研究会、家庭裁判所調査官実務研究会、事務官法律研修、ステップアップ研修

- 実施が困難である場合は令和5年度以降への繰越しも可とするもの

例：事務官専門研修、ジャンプアップ研修

(イ) 期間の短縮について

期間を短縮する場合の下限を明示

例：新任中間管理者研修（5日→3日）、新任係長研修（3日→1日）

※ 新採用職員研修については検討中

(ウ) 実施方法について

所定の研修効果をできるだけ確保するための工夫を講じた上で、各庁の判断により、集合研修に代えて、研修の全部又は一部にテレビ会議による同時配信やDVD視聴等を活用することも可

(3) 研究

家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）については、家庭事件の調査事務能力の向上に寄与する研究課題を選定して、令和4年4月から令和5年3月まで1年間の研究を行う予定である。

(4) 裁判所書記官養成課程

ア 令和4年度裁判所書記官養成課程の日程は、昨年度と基本的に同様である。

イ 裁判所書記官養成課程第一部第19期及び第二部第18期は、総研に参集させて集合形式の研修を実施する。裁判所書記官養成課程用IT機器等

整備経費の予算化が認められた場合、令和4年10月からパソコンを用いたカリキュラムを実施する。

ウ 裁判所書記官養成課程第二部第19期は、裁判事務修習後の10月17日から令和5年2月末まで第1期研修をオンライン形式で実施し、同年3月から総研において集合形式で実施する。オンライン形式の研修の受講場所は、令和3年度と同様、一都三県の4庁（東京、横浜、さいたま及び千葉）に所属する養成課程生は総研、その他の養成課程生は所属庁等とする。

エ 令和3年度より「事件の進行を踏まえた書記官事務」という科目（講義・演習）を新設し、書記官が裁判官の審理運営方針の概要を理解することが合理的な書記官事務の遂行に必要不可欠であることを養成課程生に理解させ、事件の進行と関連付けながら具体的な書記官事務を学修させているところ、令和4年度以降は、これを拡充して実施したい。

また、裁判所書記官養成課程第一部第19期及び第二部第18期については総研における集合研修を実施することから、新型コロナウイルス感染症の状況等を見ながらではあるが、これまで実施してきた見学等の実施を検討したい。